

大和高田市農業委員会会議録

1. 開催日時 令和2年9月4日（金）午後3時00分～午後3時45分
2. 開催場所 消防2階大会議室
3. 出席委員 農業委員（12名）推進委員（3名）

農業委員	氏名	農業委員	氏名	推進委員	氏名
1	西川 達也	8	弓場 一郎	1	安井 進
2	小川 隆興	9	藤岡 秀信	2	鬼頭 淳悟
3	前田 全計	10	奥本 正嗣	3	松村 謙三
4	鶴山 久雄	11	本郷 保則	4	
5	吉井己容子	12	吉岡 重治		
6	梅田 昌宏	13			
7	上田美加子				

4. 欠席委員 農業委員（1名）中江彰、推進委員（1名）米田博明

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議事案件

議第1号 農地法第3条第1項規定について申請の件

議第2号 農地法第5条規定による申請の件

議第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画について

議第4号 その他

1) 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明について

2) 専決処分の報告について

報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 東浦章仁

7. 会議の概要

議長 ただ今から9月の定例委員会を開催致します。本日の出席委員は、農業委員13名中12名、出席されておりますので、総会は成立していることをご報告致します。

（会長あいさつ）

議長 それでは、議事日程、第1、議事録署名委員の指名についておはかり致しますが、私から指名させて頂くことに異議ございませんか。

（異議なしの声有り）

議長 異議なしの声がありましたので、本日の議事録署名委員に3番、前田委員さんと、4番、鶴山副会長のお二人を指名しますので、よろしく願い致します。

続いて議事日程、第2、会議書記の指名には、事務局の東浦局長を指名致します。

議長 それでは、ただ今から議事日程、第3、議事に入ります。

まず、議第1号を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局

それでは議案書1ページをお願い致します。議案第1号、農地法第3条第1項について申請の件について説明致します。

本件は、農地を農地として耕作するため、売買による所有権移転による移動でございます。

番号1番、申請地、大字東中□□番 (田) □□□□㎡、譲受人、東京都江東区、□□□□、譲渡人、東中1丁目、□□□□□、売買による所有権の移転で、申請理由は、譲受人の規模拡大でございます。場所は、調査順序表4番、磯野の畑中産業(株)より□に約□□mのところす。

番号2番、申請地、大字磯野□□番(田) □□□㎡、大字磯野□□番(田) □□□㎡、譲受人、磯野町、□□□□、譲渡人、磯野町、□□□□、売買による所有権の移転で、申請理由は、譲受人の規模拡大でございます。場所は、調査順序表2番、市営磯野住宅の□側より約□□mと□□mのところす。

番号3番、申請地、大字磯野□□□番3 (田) □□□㎡、譲受人、磯野町、□□□□、譲渡人、磯野町、□□□□、売買による所有権の移転で、申請理由は、譲受人の規模拡大でございます。場所は、調査順序表3番、磯野池より□に約□□□mの磯野町水利組合倉庫の□側のところす。

番号4番、申請地、大字野口□□□□番(田) □□□□㎡、譲受人、大字野口、□□□□、譲渡人、大字野口、□□□□、売買による所有権の移転で、申請理由は、譲受人の規模拡大でございます。場所は、調査順序表1番、陵西小学校北側の池田バス停より□に約□□□mのところす。

以上、第1号議案につきましては、4件の申請で、申請に伴う書類等はいずれも具備致しております。

続きまして、今回の申請に伴い記載された内容について、審査基準の農地法第3条第2項について説明させていただきます。

まず、権利の取得後において、今回取得する農地を含めて、すべての農地を効率的に利用し、耕作されるかという全部効率利用要件につきましては、それぞれの受人又はその世帯員の耕作に必要な機械の保有状況、農作業に従事する者の人数などからみて、いずれも現在保有しているすべての農地の耕作状況又は管理状況からして、今回取得する農地も含めて、引き続いて効率的に利用することが見込まれますので、要件を満たすものと判断致します。次に、権利を取得した後に、農作業に従事するかという常時従事要件につきましては、それぞれの申請書に記載されている本人も含めた世帯員等の農作業の従事状況からしても、受人は、取得後も農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の地域との調和要件につきましては、それぞれの申請者又は世帯員等が行う耕作の内容及び耕作規模からしても、農業上の総合的な利用には、いずれも従来のとおり支障がないものと考えます。

以上、今回の案件の申請内容から致しますと、農地法第3条第2項のいずれにも該当しないため、許可要件のすべてを満たすと判断致します。

ご審議よろしくお願い致します。

議長

ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この議案第1号につきまして何かご意見、ご質問等ございませんか。

(なしの声有り)

2番

番号1の譲受人は東京に住んでいるが、耕作出来るのか？

議 長
事務局

その点について、事務局より説明願います。

譲受人の□□氏につきましては、現在東京都在住でございます。仕事上、奈良県より委託され、都内にあります奈良県のアンテナショップ「奈良まほろば館」の販売部門の代表をされています。本来は、地元奈良市内で「農事組合法人 大和の里」の代表理事として農業をされていました。経緯としましては、□□さんの親族が□□さんの運営する農産物直売所で働いていたことがきっかけで農地の売買の話となったようです。

取得後は、現在□□さんの弟や従業員が奈良で農業をされていますので、農地として問題なく利用されるとのことです。

2 番
議 長

分かりました。

他に、ご意見ご質問がないようですので、採決致します。

それでは、議案第1号、農地法第3条第1項について申請の件に賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長
事務局

全員賛成ですので、議案第1号は、委員会処理に決定致します。

続いて、議案第2号を議題と致します。事務局から説明願います。

議案書2ページをお願いいたします。議案第2号、農地法第5条規定による申請の件について説明致します。

本件は、市街化調整区域の農地を所有権移転の設定により、農地以外の目的に使用するための転用申請でございます。

番号1番、申請地、大字勝目 □番3(田) □□□m²、譲渡人、大字勝目、□□□、大字勝目□番3(田) □□□m²、譲渡人、大字勝目、□ □□、大字勝目□番3(田) □□□m²、譲渡人、大字出、□□ □、譲受人は大字田井、□□□□、売買による所有権移転で、露天駐車場及び露天資材置場への転用申請でございます。場所は、調査順序表第5番目、近鉄浮孔駅より□へ約□□□mのところであります。

申請に伴う書類等は具備致しております。

以上、第2号議案につきましては、1件の申請でございます。

議 長
部会長

ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査に基づき審議して頂いておりますので、農地部会長よりその審議結果について報告を願います。

それでは、農地部会の審議内容の報告をさせていただきます。

番号1の大字勝目の□□□□さんの5条申請です。現況は、休耕されています。

周囲の状況は、北側は里道 東側と西側は農地 南側は鉄道用地です。

60cm地上げし、土砂の流出がないように造成されます。隣接農地の方や田井・勝目水利組合からも同意を得ています。雨水は自然浸透で北側既設水路に排水されます。周囲への被害はないものと思われま。農地部会では妥当な申請であろうという審議結果でした。以上、報告終わります。

議 長
事務局

ただ今、農地部会長より報告いただきましたが、続いて農地法に基づく農地転用許可基準による検討事項について事務局より説明願います。

それでは説明させていただきます。

1番、勝目の農地区分は、おおむね200m以内に鉄道の駅があるため第3種農地と判断致します。資力及び信用につきましては、必要な資金は自己資金でまかなう計画で金融機関の通帳の写しが添付されており、転用の目的を達成する資金として適当

であると考えます。次に申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきまして
は許可後よりすぐに着工し約2週間で完成とのことで確実と考えます。また、計画面積
につきましては、転用の目的、事業規模からしても妥当な面積であると考えます。

以上、ご審議よろしくお願ひ致します。

議 長 　ただ今、部会長並びに事務局からの説明が終わりましたが、この第2号議案について
何かご意見、ご質問などある方は挙手をお願い致します。

議 長 　他にご意見、ご質問などございませんか。

ご質問等ないようですので、採決致します。第2号議案について、原案のとおり決定
することに賛成の方は、挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長 　全員賛成ですので、第2号議案は県へ送付することに決定致します。

続いて、議案第3号を議題と致します。事務局より説明願ひます。

事務局 　議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計
画について説明致します。

本件は、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対し、農用地の利用集積
により経営基盤の強化を促進するための措置として、市と農業委員会が農業者との
間に入り、期間を決めて利用権の設定をするもので、期間としては、3年6年10年
とあり、貸付期間が終了すれば自動的に返還され、引き続き更新の手続きも簡単であ
り、従来の小作契約と異なるものでございます。市街化区域の農地は対象とならず、
調整区域のみとなっております。産業振興課と農業委員会事務局で書類審査等の事前
協議を行った上で、産業振興課より当委員会に、原案作成に伴う決定の依頼を受け、
案件とさせて頂きました。

整理番号1番、利用権の設定を受ける者、南陽町、□□□□、利用権を設定する者、
曾大根2丁目、□□□□□、利用権を設定する農地、大字出□□□番2(畑) □□□
□㎡、賃貸借権の設定により野菜を作付け、利用期間は、市公告日翌日から令和8年
8月31日までの約6年間でございます。

整理番号2番、利用権の設定を受ける者、南陽町、□□□□、利用権を設定する者、
大字出、□□□□、利用権を設定する農地、大字出□□□番1(畑) □□□㎡、使用
賃貸借権の設定により野菜を作付け、利用期間は、市公告日翌日から令和8年8月31
日までの約6年間でございます。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号の農用地利用集積計
画の内容が基本構想に適合するものであること、また、事業に供すべき農用地のすべ
てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる農業者に対し貸し付けされる
ということから、各要件を満すものと考えます。この内容をご承認頂ければ、市の産
業振興課に対しまして、その旨の回答をさせて頂きますので、ご審議よろしくお願ひ
致します。

議 長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして何かご意見、ご
質問などありませんか。

(なしとの声あり)

議 長 　なしとの声があったので、採決致します。

それでは、議第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利

用集積計画について、原案どおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議第3号につきましては、産業振興課に対し原案のとおり、承認した旨の回答をすることに決定致します。

次に、議第4号を議題と致しますが、この案件につきましては、鬼頭委員の親族が申請人となっている事案ですので、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定に基づき、当該事案の審議開始から終了までの間、退席をお願い致します。なお、関係議案終了後に入室して頂きます。

(鬼頭委員 退出)

事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは議案書3ページをお願い致します。議第4号、その他の1番、生産緑地に係る農業の主たる従事者に関する証明の件について説明致します。本件は、事務処理規定に基づきまして、生産緑地法における農業の主たる従事者の証明の願い出をされています。これは、後に市の都市計画課に申請されます農地の買取り申出の申請書類の一部として、この証明書の添付が必要になるものでございます。

番号1番、買取り申出の農地、中今里町□□□番1(畑)□□□㎡、中今里町□□□番2、(田)□□□㎡、中今里町□□□番(田)□□□㎡、申出者、田原本町□□□□、買取り申出事由の生じた者、□□□□□、買取り申出事由は、死亡のためでございます。なお、申請書類等は、具備致しております。

本件の農業の主たる従事者の確認をするにあたりまして、あらかじめ事務局で証明に伴う調査書により、令和2年8月19日に事実確認調査を致しております。本件の調査確認と致しまして、本人が農地基本台帳に登録されていること、また買取り申出農地を、現地調査により農地として耕作されていること、あるいは耕作出来る状況であること、さらに地元農家支部長さんへの照会により、以前は本人が農地の管理をしていたことなどについて、確認を致しております。

以上の審査の結果、□□□□さんが生産緑地法第10条に基づく農業の主たる従事者であるとの判断を致しております。ご決定を頂きますと、それぞれの申出者に証明書を交付するものでございます。ご審議よろしくお願い致します。

議長 ただ今、事務局より説明のあったとおりですが、この件について何かご意見、ご質問等のある方は挙手をお願い致します。

議長 他にありませんか。ないようですので採決致します。それでは、議第4号、その他の1番、生産緑地に係る農業の主たる従事者に関する証明の件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議第4号、その他の1番については、事務局処理に決定致します。次の議題に入ります前に、鬼頭委員の入室、着席をお願い致します。

(鬼頭委員、入室、着席)

それでは、議第4号、その他の2番について議題と致します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議第4号、その他の2番の専決処分の報告について、報告第1号、農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の件について説明致します。本件は、事務処理規定

に基づきまして、市街化区域農地の転用届出分について専決処理を行ったものの事後報告でございます。今回議案と致しましたのは、令和2年7月28日から令和2年8月25日までの報告分でございます。

番号1番、転用届出地、

中今里町□□番1（田）□□□□㎡、譲渡人、□□□□

中今里町□□番1（田）□□□㎡、譲渡人、□□□□

南今里町□□番2（田）□. □□㎡、譲渡人、□□□□

譲受人、旭南町、□□□□□、露天駐車場への転用届出であります。令和2年8月11日、担当委員の鬼頭委員に連絡いたしまして、事務局も現地を確認し、書類も具備致しておりましたので、会長の承認を得まして専決処理を行ったものでございます。

番号2番、転用届出地、大字大中□□□番1（田）、□□□㎡、譲受人、北本町、□□□□、譲渡人、内本町、□□□□、一戸建専用住宅への転用届出であります。令和2年8月21日に地区担当の小川委員に連絡致しまして、事務局も現地を確認し、書類も具備致しておりましたので、会長の承認を得まして専決処理を行ったものでございます。

以上、報告第1号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出の件については2件の届出でございます。

議長 　ただ今の事務局からの説明をもちまして、委員の皆様への報告とさせていただきます。確認委員の鬼頭委員さんと小川委員さん、大変お忙しい中ご確認頂きましてありがとうございました。議案審議につきましては、以上でございます。

これで、9月の定例委員会を終らせて頂きます。

委員の皆様、大変ご苦労様でした。

議事録は、農業委員会等に関する法律第33条により作成し、大和高田市農業委員会会議規則第8条の規定によりここに署名する。

議長 弓場一郎

署名委員 鵜山久雄

署名委員 前田全計